

# 知って得 国民健康保険

## 国民健康保険に加入または脱退するときは 14日以内に手続きを！

### 加入

こんなときは手続きが必要です

- ・他の市町村から益城町に転入したとき  
(職場の健康保険などに加入していないとき)
- ・職場の健康保険を脱退したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

### 脱退

- ・他の市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・職場の健康保険の被扶養者になったとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

14日以内に手続きをしないと…

- ・国民健康保険税は手続きをした月からではなく、資格を得た月の分からさかのぼって納めることとなります。
- ・加入の手続きが遅れてしまうと、その期間にかかった医療費は全額自己負担になる場合があります。

- ・脱退の手続きをしないまま、国民健康保険証を使って診療等を受けた場合、国保が負担した医療費は、全額返還しなければなりません。
- ・国民健康保険税が請求されたままになります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線 122～123

## 国民年金 障害基礎年金について



障害基礎年金は、国民年金加入中に病気やけがで障がいが残ったときや、20歳前の病気やけがによって障がいが残ったときに受けられる年金です。

受給するにはいくつかの受給要件があります。

	20歳前に初診のある病気やけがで障がいが残った場合	20歳以後に初診のある病気やけがで障がいが残った場合
対象者	病気やけがで初めて医師の診療を受けた日(以下、初診日)が20歳前にあり、20歳以降一定の障がい状態になった人	国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失ったあと60歳以上65歳未満で、一定の障がい状態になった人
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害認定日(※1)に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がい状態になっていること。</li> <li>・本人の所得制限あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診日の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済み期間(厚生年金、免除期間も含む)があること。(※2)</li> <li>・障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がい状態になっていること。</li> </ul>

※1 障害認定日とは、原則として障がいやけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日をいいます。

※2 平成28年3月31日以前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければ支給されます。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎367-2503  
 熊本社会保険事務局 ☎211-1122 (代表)  
 役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線 122・123